

第十五章 荷重及溫度變化

第六十八條 死荷重及活荷重

(1) 構造物に對する鉛直及水平の荷重 及 活荷重の擊衝は法令の規定あるものは之に依るべし。

活荷重の擊衝に關し特に法令の規定なき場合にも、第十七章に規定する許容應力に依りて構造物を設計する場合には、相當の擊衝を加算すべし。

(2) 地震の加速度は水平 $g/5$, 垂直 $g/10$ を標準とすべし。但し地方的狀況及構造物の性質等を考慮して之を増減することを得。

上記の加速度は死荷重に對してのみ働くものとす。

第六十九條 溫度變化及硬化收縮

(1) 構造物に對し溫度變化の影響を考慮する必要ある場合には、 $\pm 15^{\circ}\text{C}$ を標準とすべし。但し厚さ 70cm 以上の構造部分に對しては、之を $\pm 10^{\circ}\text{C}$ となすことを得。但し地方的狀況に應じ上記の標準を相當増減する事を得。

(2) 硬化收縮の影響を考慮する必要ある場合には、之を溫度低下 15°C に相當する影響あるものと假定すべし。

(3) コンクリート及鐵筋の膨脹係數は 1°C につき $10/1,000,000$ とす。